

生徒指導規程

福山市立高島小学校

1 ねらい

この規程は本校の教育目標「豊かな人間性とたくましい実践力をそだてる」を達成するためのものです。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るとともに、中学校への接続や社会に通用する人間を育成するためのルールやマナーの観点から必要事項を定めています。

2 学校生活に関すること

(1) 服装について

○規定服

- ・学習の場にふさわしい身なりをする。(頭髪や持ち物など)

	男 子	女 子
冬 服 (10月～5月)	帽子(紺) 上着 短ズボン 長袖カッターシャツ(白)	帽子(紺) 上着 スカート 長袖丸襟ブラウス(白)
夏 服 (6月～9月)	帽子(白) 短ズボン 半袖開襟シャツ(白)	帽子(白) スカート 半袖丸襟ブラウス(白)

- ・左胸に名札をつける。
- ・靴下は白色。
- ・靴は白。(中学校区で統一)

- ①シャツやブラウスの代わりにポロシャツ(白)を着用してもよい。
 - ②シャツは第一ボタンまでとめる。但し、夏季・事情のあるときは第一ボタンのみあけてよい。
 - ③男子のシャツはズボンの中に入れる。
 - ④冬は気温に応じて、シャツやブラウスの下に白の丸首のインナーを着てもよい。ポロシャツの下にハイネックのシャツを着ない。
 - ⑤上着の下に、派手でないセーターやベスト等を着てもよい。
 - ⑥マフラーは使用しない。派手でない色のネックウォーマー、手袋は登下校時のみ使用してもよい。
 - ⑦女子：スカートの下にタイツははかない。(ズボンを着用する。ズボンの下にはくのはよい。)
- ※衣替えは、6月1日、10月1日をめやすとするが、各自の体調、天候などによって調整する。
※病気、その他の事情のある場合は、長ズボンを着用してもよい。
※体調や天候に合わせて、ジャンパーを着用してもよい。(連絡帳に書いてください。)

○体操服

- ・半袖・長袖の体操シャツ、ハーフパンツ。

(2) 校内のきまりについて

- 学校には、不要な物(キーホルダー、ストラップなど)や携帯電話、お金を持ってこない。
- 学用品は、学習の妨げにならない物を使用する。(学習のきまりを守る)
- ランドセルには、防犯ブザー・ホイッスルのみつける。
- ベランダには出ない。
- 校舎内で走ったり、ボールを投げたり等、危険なことをしない。
- ボール使用は、グラウンドのブランコより南側で行う。また、体育館ではボールけりは行わない。(きまりを守らず、物を破損させた場合は、修理代をもらうことがある)
- 他教室や倉庫へは、勝手に入らない。入る場合は先生の許可を得る。

(3) 学習のきまりについて

○授業前

- ・チャイムがなったら、席について静かに待つ。
- ・必要な学習用具がそろっているかを確認する。

○授業中

- ・話す人の方を向いて、最後までだまって聞く。
- ・聞く人の方を向いて、みんなに聞こえる声の大きさと話す。
- ・終わりまではっきりと話す。
- ・発言するときは手を挙げ、指名されたら「はい」と返事をする。
- ・良い姿勢で学習する。
- ・筆箱の中には、次のものを入れておく。

【えんぴつ5本・けしゴム・ものさし・名前ペン・赤えんぴつ・青えんぴつ（3年生以上はボールペンでもよい。ただしノック式は禁止。）】

※ シャープペンシルは、持ってこない。

- ・ノートに書くときは、下じきをしいて書く。
- ・授業中、ほかの教室などへ移動するときは、しゃべらない。

○休けい時間

- ・次の授業の準備をしてから、休けいする。

(4) 通学について

○交通ルールを守る。

○決められた時刻・場所に集合し、並んで登校する。

○欠席の場合は、必ず連絡をする。連絡帳に欠席の理由を書き、連絡袋に入れ、近所の子に持たせる。急な場合のみ、電話で連絡をする。（登校班へも連絡する）

○学校に来たら、忘れ物があっても取りに帰らない。

○下校時刻を守る。登校班ごとに集合し、寄り道をせずに下校する。

5校時授業の時 15時下校 6校時授業の時 15時50分下校

○班長・副班長は、低学年・幼稚園児に気を配り、安全に登下校する。

(5) 放課後学校へ来たときについて

○忘れ物をしないで下校する。やむを得ず、学校に忘れ物を取りに来た場合は、職員室に連絡をしてから入る。帰るときも、報告をしてから帰る。

○運動場では飲食禁止。（水筒のお茶はよい）

3 校外での生活に関すること

(1) 外出について

○町内放送を聞いたなら家に帰る。

○学区外へは、大人と一緒にいき、行動を共にする。（子どもだけの時間を作らない。）

○池や川、工事現場などには立ち入らない。

○つりは大人と一緒にする。（池ではつりをしない）

(2) 安全について

○1～3年生は、県道・バス道路で自転車に乗らない。4，5，6年生は県道・バス道路で乗ってもよいが、交通ルールを守り、事故のないようにする。ただし、横断は自転車を押して渡る。

○自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶるようにする。

○人に迷惑をかけることや、危険な遊びをしない。

○道路で遊ばない。

(3) 社会のルールについて

○万引きをしない。

○なりものをとらない。